

報告第十五号

専決処分した事件の報告について

平成二十一年三月二日に提起された損害賠償請求事件について、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百八十条第一項の規定に基づき、別紙のとおり和解の専決処分をしたので、同条第二項の規定により報告する。

平成二十二年九月二十七日

江戸川区長 多田正見

別紙

一 和解概要

- (一) 被告は、原告に対し、本件事故に基づく解決金として、金二百五十五万円の支払義務があることを認める。
- (二) 被告は、原告に対し、前号の金員を、平成二十二年七月二日限り、原告指定の口座に振り込む方法により支払う。
- (三) 原告は、その余の請求を放棄する。
- (四) 原告と被告は、原告と被告との間において、本件事故に関する損害賠償に関し、本和解条項に定めるもののほか、何らの債権債務のないことを相互に確認する。
- (五) 訴訟費用は各自の負担とする。

二 事件内容

(一) 提起年月日 平成二十一年三月二日 (区収受 四月七日)

(二) 当事者 原告 江戸川区民

被告 江戸川区

(三) 提起理由・請求内容 平成十六年十月十七日、小松川平井ふるさとまつりの会場において、当該会場内に敷設されたベニヤ板の段差に事故当時妊娠八箇月の原告がつまずいて転倒し、左膝蓋骨粉砕骨折及び左変形性膝関節症の傷害を負ったとして、原告が江戸川区に対して千九百八十三万六千八百八十一円の損害賠償を請求したもの

三区訴訟代理人 弁護士 上野操、山寄正俊、上條司

四 訴訟経過 平成二十一年四月二十一日～平成二十二年六月三日 口頭弁論六回、弁論準備四回

平成二十二年六月三日

和解成立